

『会計の質を向上させたい』 中小企業の会計

中小企業が、担保や保証に過度に依存しない資金調達を行い、また、取引先の信用を高めるために、「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という）」や「中小企業の会計に関する指針（以下「中小会計指針」という）」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

対象となる方

【「中小会計要領」「中小会計指針」の対象となる会社】

株式会社（下記を除く）

- ・金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社および関連会社
- ・会計監査人を設置する会社および子会社

※「中小会計指針」は、とりわけ会計参与設置会社が計算書類を作成する際に拠ることが適当とされた、一定の水準を保った会計処理を示したものです。一方、「中小会計要領」はそれに比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されています。

【上記の他、「中小会計要領」「中小会計指針」が利用できる会社】

- 特例有限会社
- 合名会社合資会社
- 合同会社

支援内容

■ 中小企業の会計に関するパンフレットの作成

「中小会計要領」や「中小会計指針」の内容をわかりやすく解説したパンフレットを作成しております。中小企業庁のウェブサイトから無料でダウンロードができます。

■ 中小企業経営者や経理担当者等に対するセミナーの実施

中小企業基盤整備機構等において、中小企業経営者や経理担当者等に対し、財務・管理会計の理解が深まる「会計啓発・普及セミナー」などを実施しています。

■ 金融機関の融資商品

日本政策金融公庫において、「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用した計算書類の作成および期中における資金計画管理等の会計活用を目指す中小企業に対して、貸付を行う融資制度を取り扱っています。

参照情報

- 中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）
- 中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）
- 財務サポート「中小会計要領」

お問い合わせ先
中小企業庁 財務課
電話：03-3501-5803

『事業承継について支援を受けたい』 事業承継の円滑化のための支援策

事業承継や引継ぎ(M&A)に関して、さまざまな支援策を用意しています。

対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

支援内容

■経営承継円滑化法による事業承継円滑化に向けた総合的支援

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)に基づく以下の支援を受けることができます。* 遺留分に関する民法の特例 * 所在不明株主に関する会社法の特例 * 金融支援 * 法人版事業承継税制 * 個人版事業承継税制

■事業承継・引継ぎ支援センター(事業承継総合支援事業)

中小企業等の円滑な事業承継・引継ぎを促進するため、各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が相談対応をはじめ、事業承継計画の策定やマッチング支援等を行います。

■事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・M&A後の経営革新(設備投資・販路開拓等)に係る費用や、M&A時の専門家活用に係る費用(フィナンシャル・アドバイザーや仲介に係る費用、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等)、事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用(在庫処分費等)を補助します。

■M&A支援機関登録制度の創設／情報提供受付窓口の設置

中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、中小M&Aガイドラインの遵守を宣言したM&A支援機関を登録する制度を創設しました。また、M&A支援機関登録制度に登録された登録M&A支援機関が取り組む中小M&A支援に関して、不適切な対応等があった際の情報提供を受け付ける窓口を設置します。

■中小企業成長支援ファンド

後継者不在の中小企業等は、ファンドによる資金供給や経営支援を受けることができます。

■事業承継・引継ぎポータルや事業承継フォーラムなどを通じた情報提供

事業承継・引継ぎポータルでは、事業承継・引継ぎ支援センターによる支援事例の案内や役立つ情報を提供します。また、事業承継を経験した経営者に実体験を語っていただく事業承継フォーラムの開催や地域で事業承継を支援する地域金融機関や商工団体など支援者のための研修の企画・実施をいたします。

■事業承継ガイドライン・中小M&Aガイドライン・中小PMIガイドライン

中小企業の円滑な事業承継、中小M&A、及び中小PMIのためのガイドラインを作成しました。

参照情報

事業承継ガイドライン

中小M&Aガイドライン

中小PMIガイドライン

経営承継円滑化法による総合的支援

中小企業成長支援ファンド

『事業承継に関する悩みについて相談したい、会社を引継ぐ後継者探しを支援して欲しい』

事業承継・引継ぎ支援センター (事業承継総合支援事業)

各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が事業承継の悩みや後継者不在の悩みを抱える中小企業者等に対して、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

対象となる方

事業承継の悩みを抱える中小企業者、後継者不在の悩みを抱える中小企業者等

支援内容

中小企業者等の円滑な事業承継・引継ぎを促進するため、各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が課題解決に向けた相談対応、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

ご利用方法

まずは、各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターまでご相談ください。専門家が親身に対応します。相談は原則無料です。

お問い合わせ先

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター

URL: <https://shoukei.smrj.go.jp/>

独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された事業承継・引継ぎ支援全国本部

中小企業庁 事業環境部 財務課

電話: 03-3501-5803

各経済産業局 中小企業課等

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

(独)中小企業基盤整備機構の各地域本部

『M&A を実施したい/事業承継・M&A をきっかけに新しいチャレンジをしたい』 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・M&A、グループ化後の経営革新(設備投資・販路開拓等)に係る費用や、M&A 時の専門家活用に係る費用(「M&A 支援機関登録制度」に登録されたフィナンシャル・アドバイザー (FA) や仲介に係る費用、セカンドオピニオン、表明保証保険料等)、事業承継・M&A に伴う廃業等に係る費用(原状回復費・在庫処分費等)を補助します。

対象となる方

<経営革新枠>

経営資源引継ぎ型創業や事業承継、M&A を行った、中小企業者等。

<専門家活用枠>

補助事業期間内に経営資源を譲り渡す者、または経営資源を譲り受ける中小企業者等。

<廃業・再チャレンジ支援枠>

事業承継や M&A の検討・実施等に伴って廃業等を行う中小企業者等。

支援内容

補助率・補助上限額

【経営革新枠】1/2～2/3・600～800 万円

※一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を 600 万円から 800 万円に引上げ。

【専門家活用枠】1/2～2/3・600 万円

※FA・仲介費用については、「M&A 支援機関登録制度」に登録された FA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象。

【廃業・再チャレンジ枠】1/2～2/3・150 万円

※経営革新枠もしくは専門家活用枠との併用が可能。

ご利用方法

補助金申請に当たっては、事業承継・引継ぎ支援補助金事務局の HP 及び公募要領等を必ずご確認ください。また、経営革新事業の申請は、応募者による経営革新等の内容や補助事業期間を通じた事業計画の実行支援について、認定経営革新等支援機関の確認を受けている必要があります。認定経営革新等支援機関の具体名、連絡先等は、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。最寄りの各経済産業局までお問い合わせください。

参照情報

認定経営革新等支援機関認定一覧について

中小 M&A 支援機関に係る登録制度について

お問い合わせ先

事業承継・引継ぎ補助金事務局

経営革新枠:050-3000-3550

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠:050-3000-3551

『後継者に事業を円滑に引き継ぎたい』 経営承継円滑化法による総合的支援

後継者に事業を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継の円滑化に向けた支援を受けることができます。

対象となる方

【遺留分に関する民法の特例】

自社の株式（個人事業の承継の場合は事業用資産）の承継について、相続に伴う遺留分に関する紛争を防止したい中小企業の後継者

【金融支援】

事業承継に伴い資金ニーズが発生している中小企業とその後継者

【事業承継税制】

相続税・贈与税の納税猶予・免除の適用を受けようとする中小企業の後継者

【所在不明株主に関する会社法の特例】

事業承継のために所在不明株主が保有する株式の集約（買取り等）をしたい中小企業

支援内容

遺留分に関する民法の特例、金融支援、事業承継税制、所在不明株主に関する会社法の特例という4つの措置は、それぞれ適用要件や効果が異なることから、ご利用を検討される際には、中小企業庁ウェブサイト掲載の申請マニュアル等をご覧ください。

ご利用方法

制度活用のためには、申請をして、経済産業省又は各都道府県の認定等のほか所要の手続が必要です。経済産業省や各都道府県における手続の申請受付窓口・問合せ先は、以下の「お問い合わせ先」記載のとおりです。

参照情報

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）

経営承継円滑化法による支援
認定・申請等に関する窓口について

法人版事業承継税制
個人版事業承継税制

お問い合わせ先

【遺留分に関する民法の特例】

中小企業庁事業環境部財務課 電話：03-3501-5803（9:00～17:00）

【金融支援・事業承継税制・所在不明株主に関する会社法の特例】

各都道府県（担当課については、中小企業庁ウェブサイトをご覧ください。）

『事業承継や M&A に取り組むための融資をうけたい』 事業承継・集約・活性化支援資金

地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者及び事業を承継・集約される中小企業者の資金調達の円滑化を支援します。

対象となる方(共通項目・変更不可)

1. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含む。)と共に事業承継計画を策定している方
2. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方及び当該事業者から事業を承継・集約される方
3. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化、事業転換)または新たな取組みを図る方(第二創業または新たな取組み後、概ね5年以内の方を含む。)
4. 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人
5. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方

支援内容(共通項目・変更不可)

●融資支援

■融資限度額

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)

14億4,000万円

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)

7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■融資期間

- 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)
- 長期運転資金 10年以内(うち据置期間5年以内)

■利率(年)

- 「対象となる方」の1に当てはまる方: 基準利率又は特別利率①(認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合(現経営者の年齢が55歳以上である場合に限る。)は特別利率②)
 - 「対象となる方」の2に当てはまる方: 基準利率。ただし、一定の要件を満たす場合、特別利率①又は②
 - 「対象となる方」の3に当てはまる方: 基準利率又は特別利率②
 - 「対象となる方」の4に当てはまる方: 特別利率①(付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は特別利率②)
 - 「対象となる方」の5に当てはまる方: 基準利率
- ※特別利率の適用 8億円(8億円超は基準利率)。

ご利用方法(共通項目・変更不可)

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先(共通項目・変更不可)

- 株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
 - ・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
 - ・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
- 事業資金相談ダイヤル 電話:0120-154-505

- 沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『後継者で新規事業に挑戦したい・第三者から評価されたい』 アトツギ甲子園

後継者が既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを発表するピッチイベントです。早期の事業承継の促進と地域経済の担い手育成の観点で後継者によるイノベーションを後押しします。

対象となる方

中小企業後継者

※対象者要件の詳細は今後 アトツギ甲子園 HP 等で公表予定

支援内容

後継者が既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競い合う中小企業庁が開催するピッチイベント。決勝大会において、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞・優秀賞を授与。準ファイナリスト(※)以上は小規模事業者持続化補助金の後継者支援枠(特別枠)に申請が可能。地方予選大会出場以上で、事業再構築補助金、ものづくり補助金、事業承継・引継ぎ補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech 事業)における優遇措置ほか

地方予選大会までの事業ブラッシュアップや事業の PR、審査員からのアドバイス等

※地方予選大会に出場した人で決勝大会に進出できなかったものの、特に評価された人を、準ファイナリストとして選出

ご利用方法

詳細は下記問い合わせ先にご連絡ください

参照情報

お問い合わせ先

中小企業庁事業環境部財務課 電話:03-3501-1511(内線 5281)

アトツギ甲子園 HP

<https://atotsugi-koshien.go.jp/>

経済産業省リリース

第4回「アトツギ甲子園」の受賞者を決定しました

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240308007/20240308007.html>

第4回「アトツギ甲子園」決勝大会アーカイブ動画(YouTube)

<https://www.youtube.com/watch?v=JVqrWsCS4-s>